

## 4. 林業担い手

### 1. 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって林業経営を効率よく進めるために組織している協同組合で、組合員のために造林・保育などの山づくりから丸太の生産や販売などを実施しています。

近年では、二酸化炭素の吸収、水源の涵養、レクリエーション等森林の多面的機能が注目される中、地域における森林整備・管理の担い手として、また木材や木質バイオマスの安定供給の担い手として、より一層の役割を果たすことが期待されています。

組合名	組合の地区	組合員数	組合加入 森林面積
松前町	松前町	91人	3,348ha
福島町	福島町	156人	2,499ha
知内町	知内町	223人	6,250ha
七飯町	七飯町	164人	3,632ha
山越郡	八雲町・長万部町	775人	28,374ha
はこだて広域	北斗市・函館市・森町・鹿部町・木古内町	1,090人	32,630ha

※令和3年度（2021年度）末現在



### 2. 林業事業者

道では、森林所有者等が森林整備を実施する際、明確な情報に基づいて林業事業者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者の育成を図ることを目的とした「北海道林業事業者登録制度」を平成24年度に創設しています。

現在、全道では730事業者、うち渡島管内では58事業者が登録されています。

※令和4年度（2022年度）末現在

※北海道林業事業者登録制度のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/tourokuseido/tourokuseido-top.html>

# 5. 木材産業

## 1. 木材産業

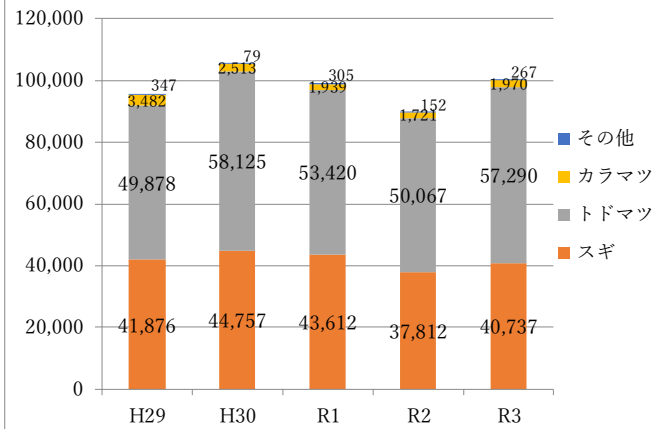
渡島管内における針葉樹は、道南特有のスギをはじめ、トドマツ、カラマツ等の地域材を主体に、製材品や集成材等が製造されています。

また、広葉樹については、主に合単板やフローリング等に高次加工されています。

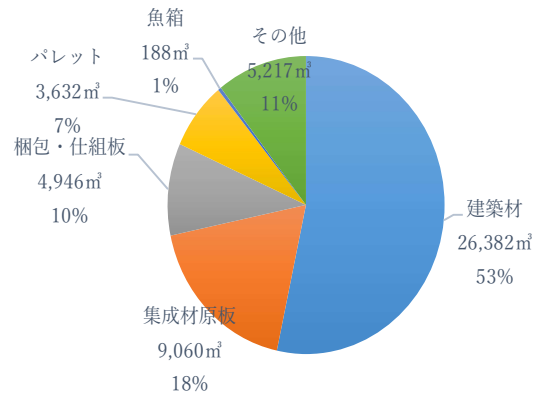


(株) ハルキ 製材工場 (森町)

■原木消費量（製材）の推移



■用途別製材出荷量（R3）



## 2. 「地材地消」の取組

令和3年度における渡島管内で消費される原木の量は10万m³となるが、函館港からの原木移出及び輸出量は、それを上回る12万m³が道外へ出荷されている状況にあります。

このことから、渡島総合振興局では道南特有の資源であり、成熟期を迎えつつあるスギを中心に「地材地消」を推進するため、公共施設や住宅分野における利用拡大に取り組んでいます。



箱館醸蔵(有) (七飯町)



ローソン函館梁川公園通店 (函館市)

## 6. 木育推進

### 1. 道民との協働による木育活動

木育とは、子どもをはじめとするすべての人が、『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組であり、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

このため、道では、木育マイスター等との連携のもと、木育の取組を全道に展開し道民の参加を促進しています。



親子で植樹体験（森町）



木育マイスターとイスづくり（函館市）

### 2. 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

渡島総合振興局では、木育を森林や木材との触れ合いにとどまることなく、幅広い年代や地域の人々が意欲を持った息の長い道民運動を展開するため、多様な主体との連携等による子育て支援、企業等との連携、教育における木育の取組を進めています。

また、ほっかいどう企業の森林づくりとして、森林の整備を希望する企業・団体とフィールドを提供する森林所有者（市町村有林等）を募集し、森林整備に関する協定締結に向けたマッチングなど、企業等と森林所有者の橋渡しに取り組んでいます。



木育のおはなし（児童館）



「ほっかいどう企業の森林づくり」協定調印式（松前町）

# 7. 林地開発

## 1. 林地開発許可制度の役割

昭和 40 年代後半以降の高度経済成長期には、都市化が進むなど社会経済情勢が大きく変化し、ゴルフ場建設など森林を対象とした開発行為が急増しました。

森林は、水源の涵養・災害の防止・環境の保全といった公益的機能を有しており、私たちの生活環境を守ってくれています。これらの森林は一度開発されてその機能が破壊されると、これを回復することは非常に困難なものとなります。

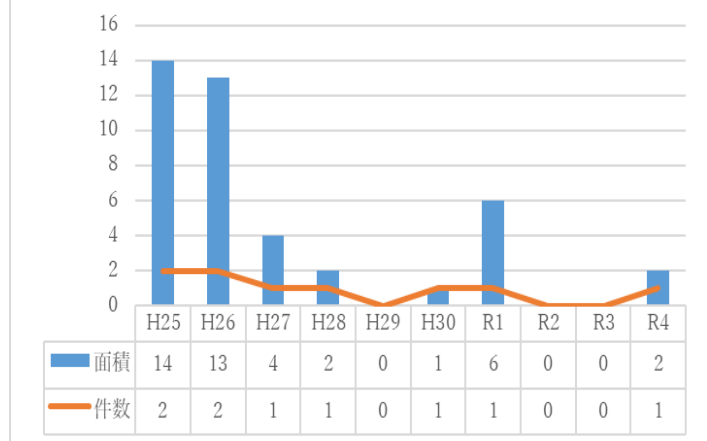
このことから、森林の働きが無秩序な開発によって損なわれるのを防ぐため、昭和 49 年の森林法改正により、「林地開発許可制度」が創設されました。

## 2. 林地開発の現状

渡島管内における林地開発許可は、令和 4 年度末現在で許可されている件数は 14 件で、面積は合計 86ha、令和 4 年度の新規許可件数は 1 件でした。

また、道では市町村へ事務の権限移譲を進めており、林地開発許可事務についても、平成 19 年 4 月に北斗市へ、平成 23 年 4 月に松前町へそれぞれ事務の権限を移譲しております。

■ 渡島管内の林地開発（新規）許可の推移



林地開発行為の許可現地〔岩石の採取〕（福島町）

# 8. 保安林

## 1. 保安林制度

森林は、木材等の林産物を供給する経済的な働きのほかに、水資源の涵養や、山地災害の防止、生活環境の保全などの働きを持っており、田畑や生活環境を守る役割を果たしており、古くから大切にされ、江戸時代には、水持山、砂留山、留山などと呼ばれて各藩で保護されていました。

そして、そのような観点で特に重要な森林について、伐採や土地の形質の変更などに必要最小限の制限を加えるという「保安林制度」が、明治30年（1897年）の森林法によって定められました。

この保安林制度は、昭和26年（1951年）に現行制度に改められ、その際、それぞれ発揮すべき機能により17種類の保安林が定められました。

### 【渡島管内に見られる主な保安林】

1. 水源かん養保安林……雨や雪を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きがあります。流域保全上重要な地域の奥地上流から保安林指定されます。
2. 土砂流出防備保安林…土砂崩壊防備保安林…樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。
3. 魚つき保安林……水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給するなどの働きで、魚の繁殖を助けます。
4. 風致保安林……名所や旧跡、趣のある景色などを保存します。



水源かん養保安林（上磯ダム：北斗市）



風致保安林（小沼：七飯町）

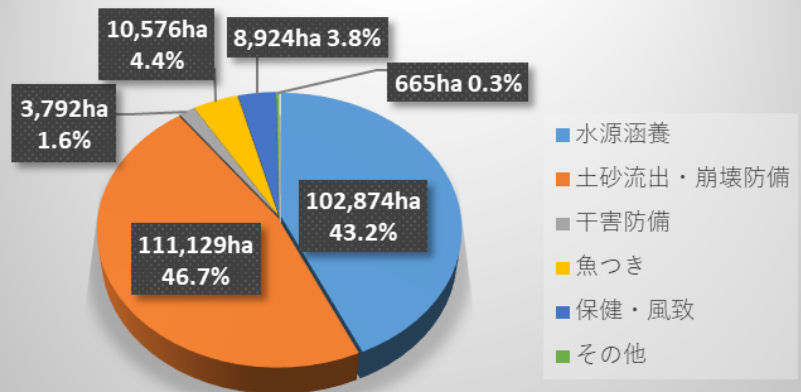
## 2. 保安林の現状

渡島管内の国有林・道有林・一般民有林をあわせた保安林総面積は、約21万5千ヘクタール（兼種保安林の重複面積を除く）で、管内の森林面積の69パーセントを占めています。

また、所有形態別で見ると、国有林が58パーセント、道有林が28パーセント、一般民有林が14パーセントで、国有林と道有林が多くを占めています。

なお、渡島管内の保安林種ごとの面積とその割合は、右図のとおりとなっています。

### ■ 保安林種ごとの面積とその割合



※令和3年度末現在  
兼種保安林の重複面積含む

# 9. 治 山

## 1. 治山事業の役割

治山事業は、森林を守り育てることによって、山地災害から住民の生命・財産を守り、森林の持つ水源涵養機能を高め、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしています。

渡島総合振興局では、山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害により住宅や学校、道路等の公共施設が被害を受ける恐れのある箇所、重要な水源流域、市街地周辺等の森林において治山施設の設置や防災機能の高い森林の造成などを行っています。

また、山崩れなどの災害が発生した場合には、再び災害が発生しないよう速やかに復旧事業を実施しています。



山崩れを防止する山腹工(函館市豊浦地区)



駒ヶ岳地区にある治山ダム



法枠工(鹿部町字大岩)

## 2. 渡島の治山事業

昭和 23 年に始まった北海道民有林治山事業は、渡島総合振興局管内八雲町上の湯地区で施工した崩壊地復旧事業が第 1 号と記録されています。

渡島地域の山地は、崩壊や浸食を受けやすく、また火山性噴出物で表面を覆われている箇所も多いことから、集中豪雨や融雪などにより山崩れや土石流などの山地災害が発生しやすい状況にあります。

このことから、渡島総合振興局では、民有林治山事業発祥の地として、森林の維持・造成や山地災害の軽減に資する治山施設の整備を今日も進めています。



管内最古の治山ダム(八雲町上の湯)



渡島の森林・林業  
2023年版

発行／令和5年（2023年）5月

編集／北海道渡島総合振興局産業振興部林務課

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

TEL 0138-47-9471（ダイヤルイン）